

徳島県選挙管理委員会告示第七十二号

藍住町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和元年十一月二十六日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

施設の名 称	所 在 地
藍住町福祉センター	板野郡藍住町奥野字矢上前三二番地一
藍住町民会館	板野郡藍住町奥野字矢上前三二番地一
藍住町コミュニティセンター内町民シ アター	板野郡藍住町奥野字矢上前五二番地一